

大阪市告示第915号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年6月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 大阪プール 水泳場（50メートルプール） 水泳場（飛込みプール）	令和7年7月22日（火）	午前7時から 午後9時まで
	令和7年7月28日（月）	午前7時から 午後7時まで
大阪市立 大阪プール 水泳場（25メートルプール）	令和7年7月22日（火）	午前9時から 午後9時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 大阪プール 水泳場（50メートルプール） 水泳場（飛込みプール）	令和7年7月5日（土）から 同月6日（日）まで	午前7時から 午後9時まで
	令和7年7月12日（土）から 同月13日（日）まで	午前7時から 午後9時まで
	令和7年7月19日（土）から 同月24日（木）まで	午前7時から 午後9時まで
	令和7年7月26日（土）から 同月27日（日）まで	午前7時から 午後9時まで

	令和7年7月28日（月）	午前7時から 午後7時まで
	令和7年7月29日（火）から 同月31日（木）まで	午前7時から 午後9時まで
大阪市立 大阪プール 水泳場（25メートルプール）	令和7年7月21日（月）	午後9時から 午後7時30分まで
大阪市立 大阪プール 水泳場（50メートルプール）	令和7年7月25日（金）	午前8時から 午後9時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）